

令第13条第1項第1号の規定による委託

令第13条第1項第1号の規定は、特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融関係取引（令第7条第1項第1号に定める取引）であって、委託を受けた他の特定事業者が他の取引の際に既に取り引時確認（確認記録の作成及び保存をしている場合に限る。）を行っている顧客等との間で行うもの（※）については、取引時確認を要さないこととしているもの。

※ 令第13条第2項の規定により、委託を受けた他の特定事業者が、既に取り引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとることが必要。

